

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

9

9月分の保険料は新しい標準報酬月額で

2012 September
NO.410

- 生活習慣病予防健診のご案内
- 厚生年金保険・健康保険関係届書は
ホームページから印刷できます



「筑波山・ハイキング」(撮影・つくば市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

保険料の控除は **9月分保険料** 10月告知分から **新しい標準報酬月額で!!**

7月に提出していただきました「標準報酬月額算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定(定時決定)いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇(降)給などにより月額変更(随時改定)に該当する場合を除き、今年9月から来年8月までの1年間の保険料や保険給付額などの基礎となります。

新しい保険料の控除はいつから??

保険料の控除は原則前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。新しい標準報酬月額による9月分の保険料は、10月納入告知分(平成24年10月31日納期分)から控除してください。
※7・8・9月の月額変更届に該当する場合は、月額変更届による標準報酬月額で保険料を計算することになりますのでご注意ください。

新しい
標準報酬月額
はココです!!

事業所整理記号 01・あいう		健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書					決定後の標準報酬月額 (健保) (厚年)	
被保険者 整理番号	事業所番号 12345 被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月		560千円	560千円	
1	年金太郎	S33.03.03	第一種	H24.09		360千円	360千円	
2	健保花子	S44.04.04	第一種	H24.09				

郵便番号	123-4567	事業所住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	平成24年〇月〇日
事業所名称	株式会社	〇〇〇〇	〇〇〇〇	上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。
事業主氏名	厚生太郎			日本年金機構理事長(〇〇〇)

10月に支払われる給与から

保険給付額なども変わります

傷病手当金などの保険給付額も新しい標準報酬月額に基づいて計算し、支給されます。

また、在職中で老齢厚生年金を受給されている方(昭和12年4月1日以前生まれの70歳以上の方を除く)は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額支給停止になる場合もあります。

“標準報酬月額及び保険料額の被保険者への通知”は事業主の義務です

標準報酬月額の決定や改定があったときには、年金事務所から事業主に通知されます。事業主はこの通知があったときは速やかに被保険者一人ひとりへ通知しなければなりません。(健康保険法第49条1項及び2項、厚生年金保険法第29条1項及び2項)

標準報酬月額は給与から控除する保険料の基礎となるだけでなく、将来被保険者が受ける年金の額を決める重要なものです。必ず被保険者に通知してください。

詳細については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

チェック!!

算定基礎届の提出はお済みでしょうか??

算定基礎届を提出していただいていない場合、「保険料が実際と異なる」「他の届書の処理が止まってしまう」などの様々な影響がでてきますし、「ねんきん定期便」でのお知らせにも関係してきます。早急に日本年金機構茨城事務センターへ提出をさせていただきますようお願いいたします。

提出先

日本年金機構茨城事務センター
〒310-0062 水戸市大町1-2-17



生活習慣病予防健診のご案内

病気の早期発見、予防のため年1回は必ず健診を受診してください。せっかく健診を受けるなら、**詳しい検査項目で安心の生活習慣病予防健診がオススメ**です!!

生活習慣病予防健診とは?

35歳～74歳の被保険者（ご本人）の方が対象の健診です。健診費用の**6割**を協会けんぽが負担するので、**18,000円相当の健診を、約6,800円の自己負担**で受けることができます。



がん健診の内容も含まれます!

病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。

事業所の負担ゼロ!

協会けんぽの費用補助と、健診受診者の自己負担のみで受診できるので、**事業所の負担はありません。**

定期健康診断の代わりにもなる!

事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を**全て含むため、定期健康診断を兼ねることもできます。**

お申込から受診まで



- ①受診を希望する健診実施機関に予約
- ②健診の申込書に健診予約年月日、健診機関コード等を記入
- ③協会けんぽに健診申込書を郵送
- ④健診を受診



※詳細は3月下旬頃、事業所様にお送りしましたご案内パンフレットをご覧ください

生活習慣病予防健診 Q&A



Q 通院中なので、健診を受診する必要はないのでは?

A いいえ。定期的に通院されている場合でも、健診によって**新たな病気を早期発見**できる場合もあります。かかりつけの医師とご相談の上、ぜひ健診の受診をご検討ください。



Q 会社の定期健診を受けていれば十分では?

A いいえ。生活習慣病予防健診は「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を全て含むだけでなく、**がん健診（胃がん・肺がん・大腸がん等）**の内容など、定期健診には含まれない項目まで検査ができるので安心です。定期健診の代わりとしても受診することができますので、ぜひ受診してください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

協会けんぽ 茨城

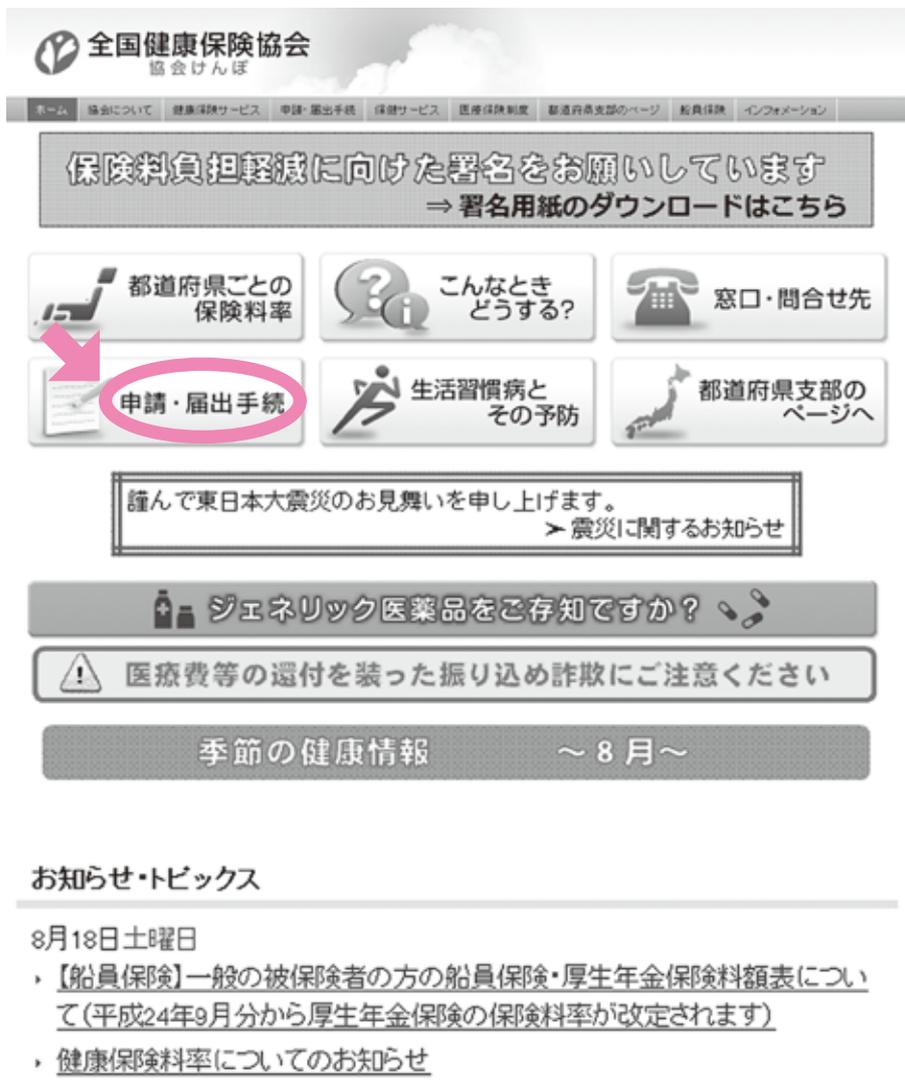
検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎029-303-1584 (保健グループ)

給付関係の届書や申請書は印刷できます



全国健康保険協会
ホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

申請・手続き等

→全国健康保険協会ホームページ中段の「申請・届出手続」から下記の手続きに必要な届書が印刷できます。

- 健康保険給付の申請書
- 任意継続の申請書
- 被保険者証の再交付等の申請書

※必要な届出様式をご確認のうえ印刷してください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-17

日本年金機構 北関東・信越ブロック本部 茨城事務センター

健康保険給付関係届書の送付先

〒310-8502 茨城県水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

全国健康保険協会 茨城支部

健康保険・厚生年金保険の適用 ホームページから

日本年金機構
ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

健康保険・ 厚生年金の加入手続等

→上段の「申請・届出様式」から下記の
手続きに必要な届書が印刷できます。

- 健康保険・厚生年金の適用に関する
手続き
- 国民年金保険料に関する手続き
- 年金受給に関する届出・手続き
- 年金時効特例給付に関する手続き
- 外国人の脱退一時金に関する
手続き
- 年金記録の確認申立に必要な書類

※必要な届出様式をご確認のうえ
印刷してください。



ちょっと待って!!
郵送前にもう一度確認を!

- 記入漏れはありませんか。
- 押印漏れ・訂正印の漏れはありませんか。
- 金融口座は、請求者の口座を記入していますか。
- 金融機関の支店名・口座番号は正確に記入されていますか。

事業主・被保険者の皆さまへ

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、
関係書類の提出につきましては、4頁の送付先へ直接
郵送いただきますようご協力をお願いいたします。

資格がなくなると健康保険証は使用できません

会社を退職したときや被扶養者でなくなったときにはご注意を!!!

健康保険の資格を喪失した後に、それまでの健康保険証をうっかり使用してしまうケースが非常に多く見られます。

退職等により健康保険の資格を喪失したときは、退職日の翌日からそれまでお使いの健康保険証を使用することができません。

新しい健康保険制度に加入し、そちらで交付された健康保険証をお使いください。

もし、今までの健康保険証を使用してしまうと資格喪失後受診となり、後ほど協会けんぽが負担した医療費（総医療費の7割～9割）を返還していただくことになります。

このため、退職時には家族（被扶養者）の健康保険証も含めて、退職する会社へ返却するようお願いいたします。



事業所の方へのお願い

退職した方の健康保険証は、資格喪失届にご家族分も含めて必ず添付し、日本年金機構茨城事務センターへご提出よろしくお願ひ致します。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

☎ 029-303-1500 (代表)

職場の健康づくりを応援します

一般財団法人 茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っております。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

体力づくり講習会

健康運動指導士を派遣し、健康体操等の講話や実技指導を行います。

健康づくり講習会

管理栄養士等を派遣し、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

費用は無料

(一財)茨城県社会保険協会が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて(一財)茨城県社会保険協会へ申し込みください。なお、講師の都合等がありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。申込用紙は、茨城県社会保険協会ホームページ事業案内(健康づくり事業)に掲載しております。

お問い合わせお申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
TEL / 029-226-8005 FAX / 029-231-2522